特定処遇改善手当

2023.5.1

区分	職種	対象職員	金額
A	正規介護職員 ※多様正規含む	経験 10 年以上（他法人での介護職経験も含む）の介護福祉士取得済みの介護職員	月額：18,000 円
B	正規介護職員 ※多様正規含む	A 以外の正規介護職員	月額：8,000 円
C	その他正規職員 ※多様正規含む	AB 以外の正規職員 （生活相談員、看護職員、介護支援専門員、事務職員など）	月額：4,000 円
D	非常勤介護職員 介護補助職員	30 時間以上／週の雇用契約の介護職員	月額：4,800 円
E	非常勤看護職員	30 時間以上／週の雇用契約の看護職員	月額：2,400 円
F	外国人特定技能職員	月給制職員	月額：6,000 円
G	外国人技能実習生 外国人特定技能職員	時給制職員・外国人特定活動職員	月額：4,800 円
	清算一時金	年度末において、特定処遇改善加算の月額での積み残しが発生した場合に、５月に臨時的に支給（対象は A・B）	A：残額の 2/3 B：残額の 1/3

※区分「C」の職員で、年収 440 万円を超えている職員及び当加算により年収 440 万円を超える職員については、支給対象外となります。

※年度により金額が変動する可能性があります。また、特定処遇改善加算が廃止された場合は消滅する手当です。

※部長職以上の職員への適用はいたしません。